

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供および勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（草津市職員定数条例の一部改正）

第2条 草津市職員定数条例（昭和29年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「587人」を「592人」に改め、同項第4号中「136人」を「137人」に改め、同項第9号中「790人」を「796人」に改める。

（草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 草津市公益的法人等への職員の派遣等に関す

る条例（平成13年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 草津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）

第5条 草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和29年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下、給料」を「以下の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 草津市勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項および第28条の5第1項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条、第12条および第19条中「再任用

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年草津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 草津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第6条第9項の項を削り、同表第11条の項および第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第11条の項および第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第23条の2第1項の項中「から第14条、第14条の3および第15条の2」を「から第14条までおよび第14条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第27条の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「より職員」の右に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2第1項を削り、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項を同条とする。

第11条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項第1号中「以下」の右に「この項および次項において」を加え、同項第2号中「もの(以下)の右に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の右に「この号および第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「この条」を「この項、第4項および第5項」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改

め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第1項中「第12条」を「第6条第1項から第8項まで、第12条から第14条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項ただし書中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項ただし書中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により」を「定年前再任用短時間勤務職員として」に改める。

付則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）による改正前の草津市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する清掃員、火葬員および公務員は、63歳）に達した日後における最初の4月1日（付則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常勤を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項または第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項または第2項

の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第9項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第11項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 付則第11項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項

の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 付則第9項から前項までに定めるもののほか、付則第9項の規定による給料月額、付則第11項の規定による給料その他付則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
別表第1中

職務の級
給料月額

「を」

職務の級
基準 給料月額

「に改める。」

別表第2中

職務の級
給料月額

「を」

職務の級
基準 給料月額

「に改める。」

別表第3ア医療職給料表(1)の表中

職務の級
給料月額

「を」

職務の級
基準 給料月額

「に、」

同表イ医療職給料表(2)の表中

職務の級
給料月額

「を」

職務の級
基準 給料月額

「に改める。」

別表第4中

職務の級
給料月額

「を」

職務の級
基準 給料月額

「に改める。」

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再

任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条および第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正)  
第10条 草津市職員の退職手当に関する条例(昭和32年草津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)の右に「この項および第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号および第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員に対す

る免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第3項中「第5条の3まで」の右に「および付則第8項から第15項まで」を加える。

付則第4項中「第5条の2」の右に「および付則第10項」を加える。

付則第5項中「第5条」の右に「または付則第9項」を加える。

付則第7項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、付則に次の8項を加える。

8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）による改正前の草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号）第3条ただし書に規定する職員（以下「労務職員」という。）に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および第4条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（労務職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第9項」とする。

10 草津市職員の給与に関する条例付則第9項の規定による職員の給料月額の変改は、給料月額の減

額改定に該当しないものとする。

11 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日」とあるのは「定年（付則第8項に規定する労務職員（以下「労務職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（労務職員以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

12 当分の間、第4条第1項第4号ならびに第5条第1項第3号、第6号および第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

労務職員以外の者	60歳
労務職員	63歳

13 当分の間、第4条第1項第4号および第5条第1項（第1号および第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用および第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文および第8条の2第1項第1号中「20年を」とある

のは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、および第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「付則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて付則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 草津市職員の退職手当に関する条例の一部を

改正する条例（昭和48年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「同条例第1条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）」を「草津市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の右に「または付則第8項もしくは第9項」を加え、「新条例」を「同条例」に改め、「第5条の3まで」の右に「および付則第8項から第15項まで」を加える。

付則第4項中「に新条例」を「に草津市職員の退職手当に関する条例」に、「または新条例」を「または同条例」に改め、「第5条の2」の右に「および付則第10項」を加える。

付則第5項中「新条例」を「草津市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の右に「または付則第9項」を加える。

付則第6項中「昭和64年4月1日」を「平成元年4月1日」に、「新条例第3条」を「草津市職員の退職手当に関する条例第3条」に、「新条例第5条」を「同条例第5条」に、「新条例第4条」を「同条例第4条」に改める。

第12条 草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「新条例」を「草津市職員の退職手当に関する条例」に改める。

（草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第13条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項もしくは第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項もしくは第2項」に改める。

（草津市職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 草津市職員の再任用に関する条例（平成12年草津市条例第31号）は、廃止する。

付 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行す

る。ただし、第10条草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第7項の改正規定ならびに付則第11条および第18条の規定は、公布の日から施行する。

2 第10条の規定による改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の草津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の草津市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に

係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。）または暫定再任用（この項もしくは次項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用することをい

う。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項もしくは第2項、次条第1項もしくは第2項、付則第5条第1項もしくは第2項または付則第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期にお

ける勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項および付則第6条において同じ。)における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定め

る情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項および付則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、付則第3条第3項から

第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（草津市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条または第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができな

い。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）付則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、草津市職員の定年等に関する条例（昭和58年草津市条例第30号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の草津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（草津市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第14条 第8条の規定による改正後の草津市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項および第

5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される草津市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年草津市条例第1号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条に規定する給料表に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12

条、第13条、第14条および第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条および前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。(その他の経過措置の規則への委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の草津市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

(草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、適用しない。

(令和4年12月22日揭示済み)